

こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 371-9164 自宅 (F 兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442

日本共産党京都市会議員団 222-3728 FAX 211-2130

市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2017年8月27日号



現行敬老乗車証を守れ

敬老乗車証の「乗る毎負担」への改悪はやめよと、17日、「敬老乗車証を守る連絡会」の皆さんと、追加署名の提出と申し入れ行動。井上けんじ市議をはじめ日本共産党市議団も参加者の皆さんたちを激励。この日の追加署名3千余りを加え、提出署名数合計は3万以上に及びます。

写真上は、提出に先立つ市役所前集会、下は署名提出と申し入れ行動の様子。

市民が知事宛に審査請求

8月9日、南区にお住まいのAさんが、市長（南福祉事務所）の対応に納得ができないと、京都府知事宛に審査請求されました。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と謳う憲法第12条を暮らしと権利拡充に活かす具体的な実践です。

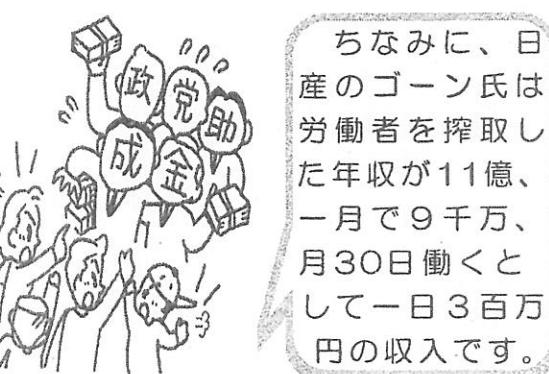
Aさんは生活保護を受けておられます。しかし、後になつて返還を受け、既に使っていますし、すでに受け取りましたが、既に使つていますし、福事務所が計算を間違えています。Aさんは返しぎを返すお金もありません。返還は審査請求であります。

市長の行為に対し、府民の権利利益の救済を目的とする」と申立てをします。「国に訴えます。行政の適正な運営を目的とする」と申立てをします。このことは、他の公権力の行使に關し、国民が不服申立てをすることです。

※ Aさんは生活保護を受け、後になつて返還を受けたことがあります。大金持ちは何億円も減税です（単位で減税です）。政事務所が値下げしてきました。政事務所が基準から収入を差し引いて支給されます。Aさんは、働いて得た賃金額を福祉事務所へ「差額」で返却すべしとの通達を受けることになります。この差額が保護費として支給されます。

※ 現在、国と京都市は、殊更に「不正受給を許すな」と大宣伝。収入がある場合、保護費とされる金額が保険料とし、Aさんは何の責任もありません。誰でも正当な保護費が原因でした。保護費の細かい計算や額など、普通は誰も分かりません。誰でも正当な保護費と思ふのは当然です。

※ Aさんは、何の責任もありません。誰でも正当な保護費が原因でした。保護費の細かい計算や額など、普通は誰も分かりません。誰でも正当な保護費と思ふのは当然です。この報告が遅れた場合など、「不正だ」と大問題にしてしまいます。確かに問題なのですが、国や市のやり方は受給者とそうでない市民の分断を図り、また大金持ち減税から目をそらそうとするものです。全体として低所得世帯への福祉が貧弱すぎるこ



最近の 相談から

◎ 井上けんじに相談について、ドアの開閉が重たくなって、高齢者には大工さんと相談中です。
◎ 別の方からは生前贈与について相談の上、自筆証書遺言を書くことをしました。

日本共産党大演説会

入场無料 どなたにでもお見附ください

小池晃

書記局長
参院議員が
お話しします

8/27. ①
PM.5:00 ~
円山音楽堂